

令和8年度における関税率 及び関税制度の改正等

令和7年12月16日
會議審等替為國外・稅稅分科會局
稅關省務財關稅科分稅會局

令和8年度関税改正に関する答申（案）の概要

I. 令和8年度関税改正を巡る諸情勢

II. 令和8年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率等の適用期限の延長等
 - (1) 暫定税率の適用期限
 - (2) 特別緊急関税制度
 - (3) 加糖調製品に係る暫定税率
 - (4) 石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油の基本税率無税化
 - (5) 航空機部分品等免税制度
 - (6) 加工再輸入減税制度
2. 急増する少額輸入貨物への対応
 - (1) 保税業者に対する業務改善命令の創設等
 - (2) 課税価格決定の特例の廃止
3. 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設
4. 関税の犯則調査・処分に係る手続のデジタル化
 - (1) 電磁的記録提供命令等の創設
 - (2) 捜索・差押え許可状等の請求等及び告発の電子化
 - (3) 差押目録等・調書の電子化

III. 引き続き検討すべき事項

I. 令和8年度関税改正を巡る諸情勢

- 通商政策の潮流の変化や、厳しさを増す安全保障環境とそれを背景とした非市場的政策及び慣行に基づく過剰生産能力がもたらす経済活動への歪みとリスクへの関心の高まり等、経済・社会全般に影響を与える大きな変化も踏まえ、関税政策・税関行政の不斷の見直し、的確な遂行が必要。
- 越境E-C（電子商取引：E-Commerce）の拡大を背景とした足元の輸入許可件数の急増や、外国人入国者数の急回復等により、迅速な通関に対するニーズが高まる中で、不正薬物、金、知的財産侵害物品等の流入・密輸リスクも増大。
- 国民からの信頼を維持し続けるため、国際物流において必要不可欠なインフラとしての役割を果たす通関業者・保税業者の適正な業務運営を確保し、ロシア等に対する経済制裁の実効性確保、軍事転用のおそれのある製品等の不正輸出等の防止と、水際取締り能力の強化に取り組むことが重要。
- 急速に変化する経済・社会情勢等に即した適切な関税率の設定・関税制度の整備等を通じて、税関に対する社会的要請である「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」の着実な遂行を図る。

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限

- 暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて基本税率を暫定的に修正する税率。
 - 現在対象としている品目の大半は農水産品であり、概ね低い暫定税率を関税割当制度と組み合わせて設定することで、国民経済の健全な発展に資するもの。その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要。
- 

(2) 特別緊急関税制度

- 特別緊急関税制度については、対象となる品目は、WTO ドーハ・ラウンド交渉やEPA等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要。
- 
- 令和8年3月31日に到来する適用期限を令和9年3月31日まで延長することが適当。

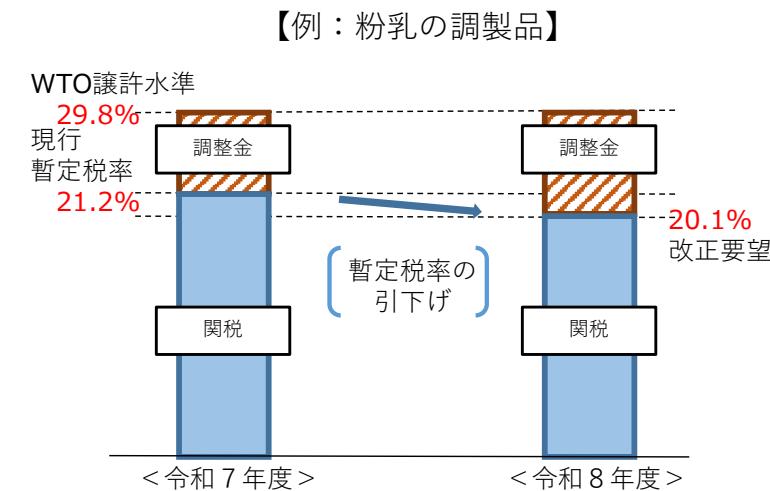
II. 令和8年度関税改正についての考え方②

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

- 加糖調製品に係る暫定税率については、国内産糖に係る競争力強化等に係る取組が進められる中、加糖調製品と国内産糖の価格差が依然ある中、
- 今後、加糖調製品全体の輸入増加が生じれば、国内産糖への影響が生じ得るため、国内産業保護の観点から、暫定税率を引下げた上で調整金収入を拡大させる必要性
- 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により国産の砂糖の価格上昇が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること

などを総合的に勘案。



- 加糖調製品のうち5品目について、調整金の拡大が可能となるよう、令和8年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ所要の暫定税率引下げを行うことが適当。
- 今後、農林水産省に対し、価格及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果につき、消費者の視点も踏まえ検証・報告を求めつつ、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及び具体的取組の進捗等も求めていくことが適当。

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(4) 石油化学製品製造用揮発油、灯油及び軽油の基本税率無税化

- 挥発油等については、国産品だけでは国内需要を約4割しか賄えず、不足分を輸入する現在の構造が今後も継続すると見込まれ、内外価格差は生じていない中、
 - ・ 挥発油等を精製する川上の石油精製企業保護の必要性が薄れる一方、
 - ・ 諸外国においては石油化学製品の増産に向けた動きが進展し、我が国からの汎用的な製品の輸出等に影響が出始める等、厳しい競争に直面する石油化学企業の揮発油等の安価な調達を支援し、国内産業を保護することが必要
 - ・ 挥発油等を大元の原料とする、広く用いられる様々な製品を安価に供給し、消費者等の利益を確保することが必要
- 関税率を無税とする必要性が中長期的に継続すると見込まれるため、暫定税率を廃止し、基本税率による無税の水準の維持が適当。



1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(5) 航空機部分品等免税制度

- 我が国の航空機産業と宇宙産業においては、国際共同開発への参画や民間企業による宇宙ビジネスの拡大等が進められているところであり、国際競争力の更なる強化が必要となっている。
 - その製造に際し、国産困難な部分品等は輸入に依存しているため、航空機部分品等免税制度は、航空機部分品等の免税輸入を通じて、コスト軽減に資するものとなっている。
- 

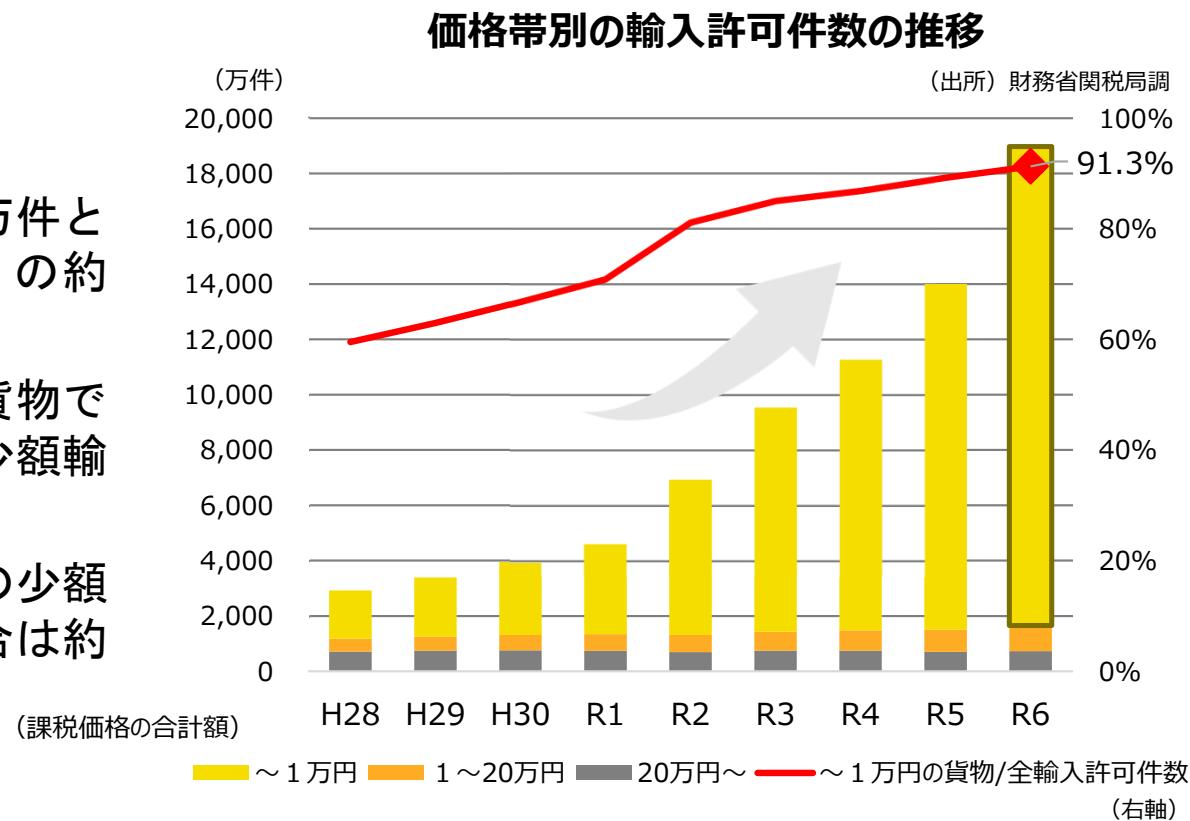
(6) 加工再輸入減税制度

- 安価な海外製原材料による製品の輸入が増加している我が国の繊維・皮革産業においては、加工再輸入減税制度を利用し、国産の材料を一旦輸出して海外で加工した後、再び輸入することで、国産材料の利用促進と生産コストの削減による産業全体の活性化及び競争力の強化を図っている。
- 
- 令和8年3月31日に適用期限が到来する加工再輸入減税制度については、その適用期限を令和11年3月31日まで3年間延長することが適当。

II. 令和8年度関税改正についての考え方⑤

2. 急増する少額輸入貨物への対応

- 令和6年の輸入許可件数は約1億9千万件とコロナ禍前（令和元年：約4,600万件）の約4.1倍と大幅に増加している。
- 課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物では、近年、中国・韓国を原産地とする少額輸入貨物が大きく増加。
- 特に、課税価格の合計額が1万円以下の少額輸入貨物の全輸入許可件数に占める割合は約9割を占め、その増加が顕著。



- 輸入貨物の急増に伴い、以下について制度上の対応が必要である。
 - 国際物流において必要不可欠なインフラとしての役割を果たしている通関業者・保税業者の適正な業務運営の確保
 - 越境ECサイトで国内消費者向けに商品を直送する国外事業者と、商品を商業貨物として輸入して国内消費者に販売する国内事業者との競争上の不均衡の是正

2. 急増する少額輸入貨物への対応

(1) 保税業者に対する業務改善命令の創設等

- 保税業者は、保税地域において、税関の輸入許可前の外国貨物を適正に管理する役割を担っている。
- 輸入件数が急増する中、特に通販貨物を扱う保税業者において、不適正な貨物管理が疑われる事案が発生。

例・輸入許可を受けていない貨物を保税地域から搬出

- ・滅却予定の知的財産権侵害疑義物品を輸入許可済の貨物と誤認して搬出
- ・保税地域内で従業員による申告外物品の抜き取り

- 税関は、保税業者に対して、①助言・指導、②貨物の搬入停止等の処分のいずれかにより、監督を実施。



- 保税業者が行う業務のより適正な遂行を担保するための規定を整備することが適当。
 - ①保税業者に対する業務改善命令の新設
 - ②保税業者が適正な貨物管理を行うための体制等を規定した規則を定めることの法定化
 - ③貨物搬出時の確認義務の新設

II. 令和8年度関税改正についての考え方⑥

2. 急増する少額輸入貨物への対応

(2) 課税価格決定の特例の廃止

- 商業貨物と個人使用貨物の間の課税の公平性の確保のため、個人使用貨物に限り、課税価格を「海外小売価格 $\times 0.6$ 」とする本特例は、海外旅行の土産品等を念頭に、昭和55（1980）年に法制化。
- 越境ECの拡大により、個人消費者向けECサイトで商品を販売する国外事業者と、商業貨物として商品を輸入し消費者に販売する国内小売業者との間での競争上の不均衡が顕在化。本特例を利用しながら、国内での再販売等が目的と見受けられる事例も存在。
- インターネットの普及や海外旅行の一般化等により、本特例の立法趣旨の前提是消失・変容。更に、競争上の不均衡や特例の不正利用といった課題の顕在化を踏まえ、適正かつ公平な関税等の徴収の観点から、課税価格決定の特例を廃止することが適当。



3. 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設

- 不当廉売関税（以下「AD関税」）の課税を免れるため、貨物の供給国や品目を変えることにより、課税命令が示す範囲から形式的に外れるようにしつつ、実質的には課税前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」の問題により、AD関税措置（以下「原措置」）の効果が減殺されている疑い。
 - 諸外国の事例も参照した上で、我が国の実情も踏まえつつ、迂回に対する迅速な救済及び抑止を可能とし、AD関税制度の実効性を高めつつ、WTO協定の目的等に沿った形で制度設計が適当。
 - 「不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループとりまとめ」に基づき、
 - ・ 対象となる第三国迂回・軽微変更迂回・輸入国迂回の3類型につき
 - ・ 迂回防止調査は、利害関係者による意見の表明の機会等を確保し
 - ・ 課税対象としない、合理的な経済活動を行う者についての調査を含め、原則10か月以内（最大で6か月の延長）で調査を実施し
 - ・ 迂回の事実及び損害等の事実があると認められる場合、迂回された輸入貨物に対しても、原措置と同等の割増関税を課す
- ことを骨子とする、迂回防止制度を創設することが適当。

II. 令和8年度関税改正についての考え方⑧

4. 関税の犯則調査・処分に係る手続のデジタル化

- 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号）が本年5月23日に公布。
- 税関においても、犯則調査・処分を効率的に執行する観点から、刑事手続と同様に、犯則調査・処分に係る手続の円滑化・迅速化を図るとともに、犯則調査・処分に関与する国民の負担軽減を図る必要がある。このため、関税の犯則調査手続についても同様の見直しを行うことが適当。

(1)電磁的記録提供命令等の創設

(※) 犯則調査手続のデジタル化への対応後も、書面による手続は存置

現在

記録命令付差押え等

- ①税関職員が事業所に臨場
- ②電子データを記録した記録媒体（USB等）を差押え



改正後

電磁的記録提供命令

- ①オンラインによる電磁的記録提供命令
- ②オンラインによる電磁的記録の提供



(2)検索・差押え許可状等の請求等及び告発の電子化

現在

- 許可状の書面による請求・交付
- 許可状の執行時の書面による提示
- 検察庁に証拠書類を持参（告発時等）



改正後

- 許可状の請求・交付の電子化
- 許可状の執行時の電子媒体による提示
- 検察庁に証拠書類を電子データで送付（告発時等）



(3)差押目録等・調書の電子化

現在

- 書面による差押目録等・調書の作成・管理



改正後

- 電子データによる差押目録等・調書の作成・管理



III. 引き続き検討すべき事項

- 「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ」に指摘されているように、少額輸入貨物に関連する課税制度全体の見直しは、通関業者や税関の負担を減らすことにつながり、「貿易の円滑化」と「適正かつ公平な関税等の徴収」の両立を実現する観点から、極めて重要である。
- 通関実務への影響は相互に関連することから、残る検討課題である関税の少額免税制度や少額輸入貨物に係る簡易税率については、個別の制度のみならず、課税制度全体の俯瞰した検討を行うことが適当である。
- 少額輸入貨物に係る簡易税率については、
 - ・現行の税率水準を定めた平成14年度改正以降、数多くのEPA等が発効し簡易税率よりもEPA税率の税率水準のほうが低くなつたこと、及び、
 - ・適用除外品目の申告の割合が多くなつてることを背景として、極めて利用率が低い状況にあることから、本制度の目的である貿易円滑化の機能を回復すべく、EPA税率等を踏まえた税率水準や、適用除外品目の見直しを検討することが適当である。
- 関税の少額免税制度については、まずは、少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し等の納税事務全体の見直しを行いつつ、諸外国の動向や日本における消費税の少額免税制度の見直し後の納税事務の状況を見定めながら本制度に係る検討を継続することが適当である。